

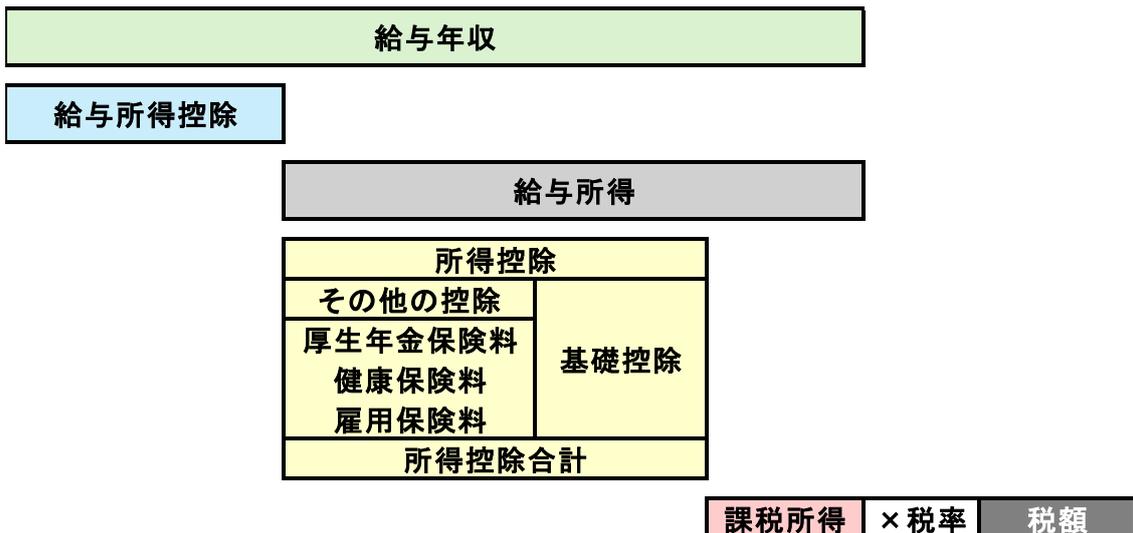
私は、東京在住、40歳未満の主婦です。現在、パート収入で家計を補助しています。令和6年の給与年収は130万円です。130万円の壁が騒がしかったときも、仕事中に何かあったときの保障、老後生活のこともあり社会保険(厚生年金、健康保険、雇用保険)に加入していました。令和7年度の税制改正により、所得税の「給与所得控除」と「基礎控除」を見直すと聞きました。この改正を機に給与年収と手取り収入を増やしたいです。給与年収を130万円から200万円にしたいです。その場合に税額も変わらず手取り収入が増えるでしょうか？



給与年収から税額算出までのプロセスを復習しましょう(下図を見て下さい)。

- ・あなたがパート得た1年間の給与は「給与年収」です。
- ・「給与年収」から「給与所得控除」を引いたのは「給与所得」です。
令和7年の税制改正でこの「給与所得控除」が55万円から65万円に増えました。
- ・「給与所得」から「所得控除」を引いたのが「課税所得」です。
- ・「所得控除」には「基礎控除、医療費控除、配偶者控除」など全15種類あります。
- ・今回は「所得控除」のうち、厚生年金保険料・健康保険料、雇用保険料と「基礎控除」を引くことにしました。
- ・引いた残額が「課税所得」です。
- ・それに税率を掛けて「税額」を算出します。
令和7年の税制改正で「基礎控除」が48万円から95万円に増えました。
では、あなたの場合はどうなるか次頁から検証してみましょう。

給与年収から税額算出までのプロセス





「給与所得控除」が増えたとのことですがいくら増えたのですか？



令和7年以後の「給与所得控除額」は下記の表です。
給与年収190万円以下は55万円から65万円になりました(地色緑、10万円増額)。
次頁で試算する給与年収200万円の「給与所得控除」額は190万円超360万円以下(地色赤)に該当するので200万円×30%+8万円=68万円になります。

| 給与所得控除額の計算式 | | |
|--------------------|----------------|----------------|
| 給与年収 | いままでの給与所得控除額 | 令和7年以降の給与所得控除額 |
| 162万5,000円以下 | 55万円 | 65万円 |
| 162万5,000円超180万円以下 | 年収金額×40%-10万円 | |
| 180万円超190万円以下 | 年収金額×30%+8万円 | 年収金額×30%+8万円 |
| 190万円超360万円以下 | 年収金額×30%+8万円 | |
| 360万円超660万円以下 | 年収金額×20%+44万円 | 年収金額×20%+44万円 |
| 660万円超850万円以下 | 年収金額×10%+110万円 | 年収金額×10%+110万円 |
| 850万円超 | 195万円(上限) | 195万円(上限) |



「基礎控除」額が増えたとのことですがいくら増えたのですか？



令和7年～8年まで「給与所得」132万円以下は48万円から95万円に増えました。
次頁で試算する給与年収200万円の「基礎控除」額は
200万円(給与年収)－68万円(給与所得控除)＝132万円(給与所得)になります。
従って、基礎控除額は95万円になります。

| 基礎控除額 | | |
|-----------------|------------|---------------|
| 給与所得 | いままでの基礎控除額 | 令和7年～8年の基礎控除額 |
| 132万円以下 | 48万円 | 95万円 |
| 132万円超336万円以下 | | 88万円 |
| 336万円超489万円以下 | | 68万円 |
| 489万円超655万円以下 | | 63万円 |
| 655万円超2,350万円以下 | | 58万円 |



「給与所得控除」「基礎控除」が増えたのですから「給与年収」を増やしても以前の130万円と同じくらいの「税額」で「給与年収」を増やすことができますよね？



まず令和6年の「給与年収」130万円の「税額」と「手取り額」を計算して見ましょう。

給与年収から税額算出までのプロセス

給与年収 1,300,000
給与月収 108,333

給与所得控除
550,000

令和6年の「給与所得控除」は給与年収130万円では55万円(2頁参照)。

給与所得
750,000

所得控除

| その他の控除 | 基礎控除 |
|--------------------|---------|
| 厚生年金保険料 120,780 | 480,000 |
| 健康保険料 65,400 | |
| 雇用保険料 7,152 | |
| 所得控除合計 | 673,332 |

令和6年の「基礎控除」は「給与所得」75万円では48万円(2頁参照)。

| | | |
|--------|------|-------|
| 課税所得 | × 税率 | 税額 |
| 76,600 | 5% | 3,800 |

手取り額 1,102,868

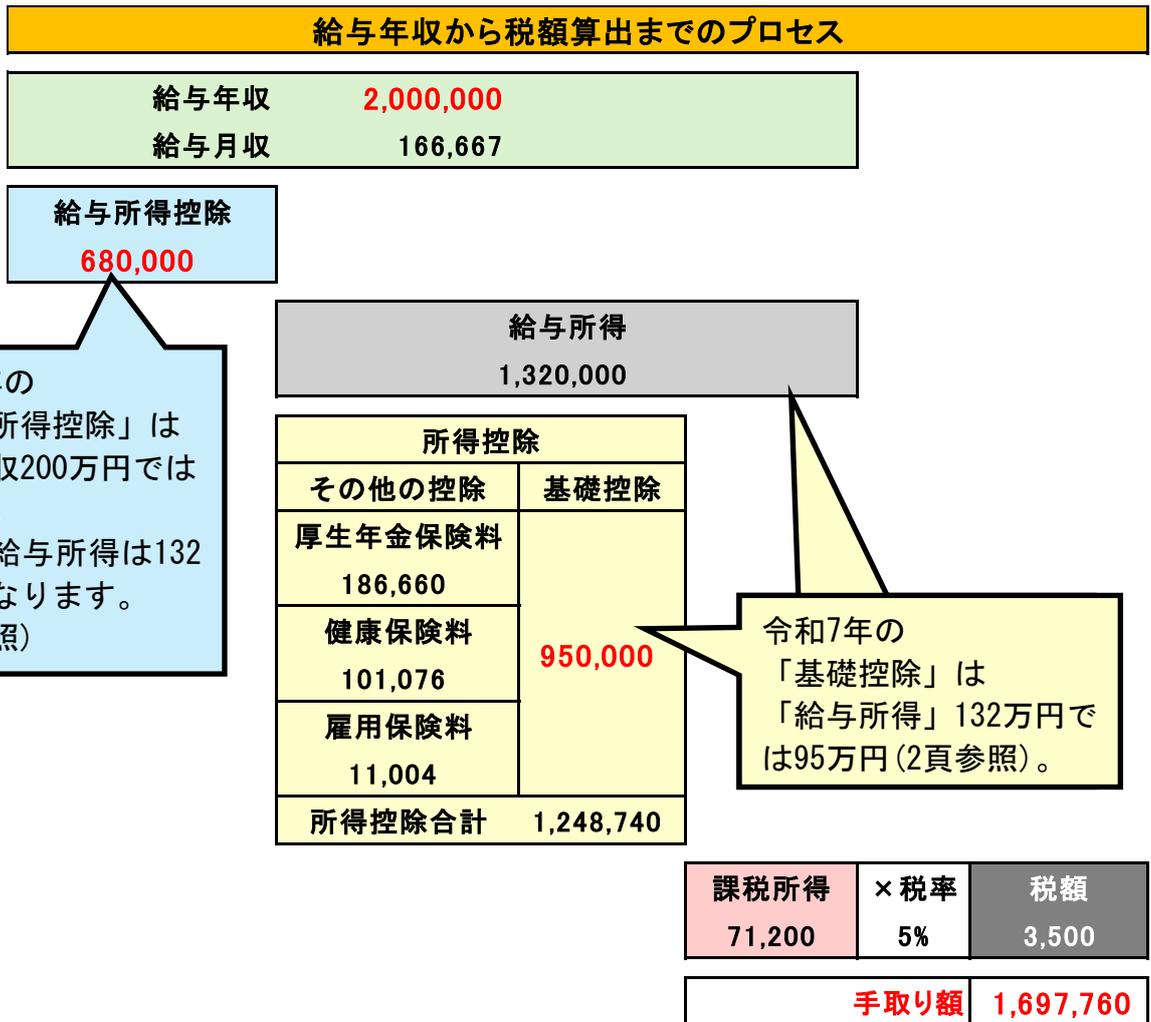
- ・「給与年収」130万円の場合「給与所得控除」は55万円でした。
- ・「給与年収」から「給与所得控除」を引いた「給与所得」は75万円でした。
- ・「給与所得」から「その他の控除(社会保険料)」と「基礎控除」の合計を引いて「課税所得」。
- ・「課税所得」に税率5%を掛けた税額(3,800円)です。
- ・手取り額は「給与年収」から「社会保険料」と「所得税」を引いた金額です。
- ・手取り額は1,102,868円です。



「給与年収」を200万円した場合の令和7年の「給与所得控除(65万円)」と「基礎控除(95万円)」の「税額」と「手取り額」を算出してください。



以下に給与年収200万円の「税額」と「手取り額」を算出しました。



令和7年の「給与所得控除」は給与年収200万円では68万円。従って給与所得は132万円になります。(2頁参照)

令和7年の「基礎控除」は「給与所得」132万円では95万円(2頁参照)。

- ・「給与年収」130万円を200万円に増やすと「手取り額」は1,102,868円から1,697,760円になります。
- ・「給与年収」130万円を200万円に増やすと「手取り額」は594,892円増えます。
- ・これが「給与所得控除」と「基礎控除」見直し増額の減税効果です。
- ・パート就業時間を増やし「給与収入(130万円から200万円)」を増やすことで「手取り額」も増え、社会保障が充実しました。これが令和7年度の税制メリットといえるでしょう。

「給与所得控除」と「基礎控除」見直しの減税効果について夫婦の会話



勤め先では人手が足りなくて、もっと働く時間を増やしてと言われていたの。給与収入が増えると所得税が増えるから躊躇していたのだけど……

この試算だと給与年収130万円から200万円になっても所得税はほとんど変わらないし、手取り額も実質増えるからもう少し働く時間を増やしますと勤め先に相談してみたら……



税制の見直しなんてテレビなどで見ていたけど、自分にとってどう関係するかわからなかったけど、試算すると意味がわかって収入を一步前に進めるキッカケになるわね。

去年、給与年収が103万円の際に「給与所得控除」55万円と「基礎控除」48万円を足した103万円なら所得税は0円。ということは令和7年の「給与所得控除」65万円と「基礎控除」95万円を足した160万円の「給与年収」なら所得税は0円になるということだ。これから税制改正には目を付けなければね。

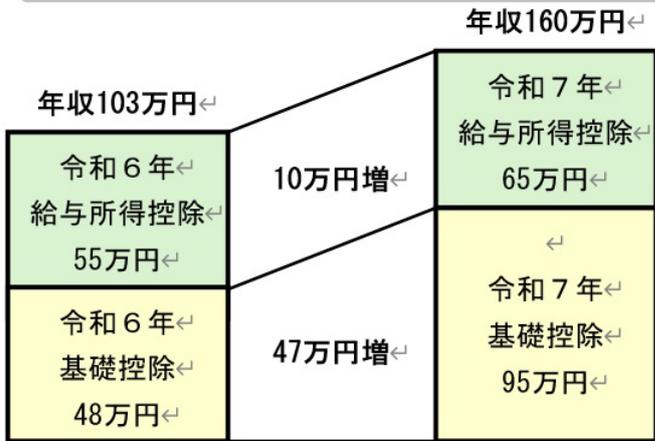


160万円なら所得税0円なら、給与年収130万円から160万円にしようかしら(次頁に事例)。

いや、200万円を目指そうよ。厚生年金保険料は増えれば年金も増えるし、健康保険は傷病手当金も増えるし、雇用保険も失業手当も増える、この見直しを機会に収入と保障を充実できれば一挙両得だよ。



所得税の課税最低限の引上げ



令和7年所得税の課税最低限の引上げ給与年収160万円の試算

給与年収から税額算出までのプロセス

| | |
|------|-----------|
| 給与年収 | 1,600,000 |
| 給与月収 | 133,333 |

| | |
|--------|---------|
| 給与所得控除 | 650,000 |
|--------|---------|

| | |
|------|---------|
| 給与所得 | 950,000 |
|------|---------|

令和7年の「給与所得控除」は給与年収160万円では65万円。従って給与所得は95万円になります。(2頁参照)

| 所得控除 | | 基礎控除 |
|---------|-----------|---------|
| その他の控除 | | |
| 厚生年金保険料 | 147,132 | 950,000 |
| 健康保険料 | 79,680 | |
| 雇用保険料 | 8,796 | |
| 所得控除合計 | 1,185,608 | |

令和7年の「基礎控除」は「給与所得」132万円以下では95万円になります(2頁参照)。

| | | |
|------|------|-----------|
| 課税所得 | × 税率 | 税額 |
| 0 | | 0 |
| 手取り額 | | 1,364,392 |